

国民生活審議会  
第5回消費者政策部会

議事録

内閣府国民生活局消費者企画課

# 国民生活審議会第5回消費者政策部会議事次第

日 時 : 平成16年9月30日(木) 午前10時00分～11時52分

場 所 : 中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

- 議 事 :
1. 開会
  2. 消費者基本計画の案の作成について
  3. その他
  4. 閉会

## 配布資料

- 資料1 消費者基本計画について
  - 資料2 消費者基本計画の案の作成方針について
  - 資料3 架空請求・不当請求に関する消費者トラブルへの対応策について
  - 資料4 消費者政策会議関係委員会議の開催について
  - 資料5 消費者基本計画の作成スケジュール
  - 資料6 消費者基本計画の作成にあたっての検討資料
  - 資料7 消費者基本計画についての意見(石戸谷委員提出)
  - 資料8 国民生活審議会消費者政策部会委員名簿
- (参考) 消費者保護基本法の一部を改正する法律 新旧対照条文

第19次国民生活審議会消費者政策部会委員

(敬称略、50音順)

部会長	落合 誠 一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	石戸谷 豊	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 前委員長
	大河内 美 保	主婦連合会常任委員
	大 村 敦 志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	大 村 多 聞	三菱商事株式会社理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	島 田 京 子	日産自動車株式会社グローバル広報・ IR部コミュニティリレーションズ担当部長
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	高 橋 宏 志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	田 村 次 朗	慶応義塾大学法学部教授
	津 武 欣 也	毎日新聞社編集委員
	鶴 田 俊 正	専修大学経済学部教授
	長 田 三 紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠 谷 真 平	国民生活センター理事長
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、青森大学経営学部非常勤講師
	樋 口 公 啓	東京海上火災保険株式会社相談役
	古 川 芳 久	東京都生活文化局消費生活部長
	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
	三 木 浩 一	慶応義塾大学法学部教授
	御 船 美智子	お茶の水女子大学生活科学部教授
	山 本 豊	上智大学法学部教授
	渡 邊 和 夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上22名

第19次国民生活審議会第5回消費者政策部会出席者

(敬称略、50音順)

部会長	落合 誠 一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	石戸谷 豊	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会前委員長
	大河内 美 保	主婦連合会常任委員
	大 村 敦 志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	大 村 多 聞	三菱商事株式会社理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	島 田 京 子	日産自動車株式会社グローバル広報・ IR部コミュニティリレーションズ担当部長
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	津 武 欣 也	毎日新聞社編集委員
	鶴 田 俊 正	専修大学経済学部教授
	長 田 三 紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠 谷 真 平	国民生活センター理事長
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、青森大学経営学部非常勤講師
	古 川 芳 久	東京都生活文化局消費生活部長
	三 木 浩 一	慶応義塾大学法学部教授
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	渡 邊 和 夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上17名

事務局 田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、柳原国際室長、丸山課長補佐

落合部会長 それでは、時間になりましたので、国民生活審議会第5回消費者政策部会を開催したいと思います。お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

議事に入ります前に委員の交代がございます。東京都生活文化局消費生活部の高田茂穂部長に今まで委員として御参加をお願いしておりましたが、この度異動され、委員辞任の申し出がありましたので、後任の古川芳久部長に委員に御就任をいただきました。よろしくお願いたします。

それでは、本日の議題に入りたいと思いますが、本日は消費者基本計画の案の作成について審議していただきます。消費者基本法第27条では、消費者政策会議は、消費者基本計画の案を作成する際は、当審議会の意見を聴かなければならないというふうに規定されております。消費者政策会議におきまして、計画の案の作成方針がこの前決定されたということですので、本日はこれに基づいて審議をお願いしたいと思います。

最初に、事務局より消費者政策会議の決定内容等につきまして説明をお願いいたします。

服部消費者企画課長 御説明させていただきます。本日配布資料が幾つかございますので、まず資料確認をさせていただきます。

資料は全部で10種類ございます。資料1「消費者基本計画について」、資料2「消費者基本計画の案の作成方針について」、資料3、「架空請求・不当請求等に関するトラブルへの対応策について」、資料4「消費者政策会議関係委員会議の開催について」、資料5「消費者基本計画の作成スケジュール」、資料6「消費者基本計画の作成にあたっての検討資料」、資料7「基本計画についての意見（石戸谷委員御提出）」でございます。資料8「国民生活審議会消費者政策部会委員名簿」、参考といたしまして、「消費者保護基本法の一部を改正する法律」、また、原委員より、「消費者基本計画策定についての意見」を御提出していただいております。

以上10種類、過不足等ございましたら、お申し出いただければと思います。よろしくお願いたします。

続きまして、資料の内容について御説明させていただきます。

本日の議題でもございます消費者基本計画について、資料1で簡単にまとめております。

先の通常国会で改正された「消費者基本法」におきまして、消費者基本計画に関し、次のように定められております。

まず、政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者基本計画を定めること。

消費者基本計画において定める事項として、長期的に構ずべき消費者政策の大綱、消

費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項が定められております。

また、計画の案の作成主体につきましては、消費者政策会議が担うこととされております。また、この会議では、消費者基本計画の案を作成するとき、国民生活審議会の意見を聴かなければならないとされております。

そして最終的には、内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき、閣議決定を求め、閣議決定後、同計画について公表すると定められております。

次に、資料2でございます。これは消費者政策会議が消費者基本計画の案の作成方針について決定した内容でございます。

作成の趣旨でございますが、資料1で先ほど申し上げたことが記載されております。

続きまして、の計画の枠組みでございます。消費者利益の擁護・増進に関する重要課題に政府全体として計画的・一体的に取り組むに当たっての基本的方針として、からの事項を定めるとしてあります。計画期間は、17年度からの5か年ということでございます。

次に、計画の骨子として、3つございますが、1点目、計画の基本的な考え方、消費者基本法において定められた消費者政策の基本理念に則り、消費者政策を計画的・一体的に推進するとしてあります。

2点目、施策の基本的方向及び具体的施策の内容でございます。消費者基本法で定められております消費者の権利、基本的施策に則して項目立てをしておりまして、各項目につきまして、具体的施策の例と併せて記載してあります。

まず安全の確保でございます。具体的施策の例といたしまして、リコール制度の強化、危害・欠陥情報の収集・公表に関する仕組みの充実、リスク分析手法に基づく食品の安全性の確保と分けてあります。

続きまして、選択の機会の確保。消費者契約の適正化等に関しましては、架空請求・不当請求トラブルへの対応、外国為替証拠金取引への法的規制、消費者団体訴訟制度の導入、消費者契約法の見直しを挙げてあります。

計量・規格の適正化につきましては、高齢者・障害者向けの製品等に関するJISの整備。また、広告その他の表示の適正化等に関しましては、わかりやすい表示ルールの整備・普及、公正自由な競争の促進等に関しましては、消費者の適正な選択を歪める行為への対応策強化を挙げてあります。

3ページ目でございますが、必要な情報の提供としまして、消費者の自立支援のための

啓発活動の推進、消費者教育の推進としまして、学校、地域、家庭、職域などの場を通じた生涯にわたる教育・学習機会の充実。消費者の意見の反映としまして、消費者政策への意見の反映、施策策定過程における透明性の確保。消費者被害の救済といたしまして、苦情処理のあっせん等の促進、消費生活相談のための人材の確保及び資質の向上、裁判外紛争解決の促進を挙げております。経済社会の変化に応じた対応といたしまして、高度情報通信社会の進展の対応、国際的な連携の確保、環境の保全への配慮につきまして、それぞれ具体的施策の例と併せて記載しております。また、その他といたしまして、試験・検査等の施設の整備等、また、4ページ目でございますが、国民生活センターの中核的役割につきまして記載をしております。

3点目は計画を推進するために必要な方策でございますが、会議を中心に計画に盛り込まれた具体的施策を強力に推進するとともに、会議は、毎年、計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況につきまして、検証、評価、監視を行い、その結果に基づき、計画の必要な見直しを行うとしております。

また、新たな消費者問題の発生に際しては、迅速かつ的確な対応を図るため、会議を機動的に開催し、迅速に有効な施策を検討・実施するとしております。

最後に今後の進め方としまして、会議は国民生活審議会の意見を聴取の上、平成17年3月を目途に計画の案を作成し、また、当該作成に資するため、内閣府において、国民各層の意見を聴取することにしております。

次に資料3でございますが、同日の消費者政策会議で併せて決定されたものとして、架空請求・不当請求に関する消費者トラブルへの対応策というものがございまして御紹介させていただきたいと思っております。

消費者から各地の消費生活センターに寄せられる架空請求・不当請求に関する苦情相談が著しく増加し、大きな社会問題となっております。また、消費生活センターでは、この影響を受けまして、その他の消費生活相談に対応することが困難になるなど、その業務に支障が生じております。本件は、この問題の対策について決定したものでございます。全体で4つの柱から構成されております。

2ページ目でございますが、携帯電話の犯罪利用の防止として、架空請求の犯罪に利用されることの多いプリペイド式携帯電話に係る本人の確認の徹底やその利用停止等について検討を進め、早急に結論を得ることと決定されました。

3ページ目でございますが、預金口座の不正利用の防止として、預金口座の不正売買を

防止するための方策について、早急に検討し、9月末を目途にその方向性について結論を得ることと決定されました。

4 ページ目、警察当局による取締りとして、都道府県警察本部は、今後さらに対策班の設置等を通じて取締りを積極的に推進することなどが決定されました。

5 ページ目でございますが、広報・啓発としまして、関係省庁は相互に連携し、関係団体等の協力を得つつ、消費者に対する広報・啓発活動を強化すること、また、国民生活センターは、本年8月架空請求等を行っている事業者名を公表したところでございますが、今後も引き続きこうした取組みを行っていくことなどを決定しております。

7 ページ目でございますが、参考として架空請求に係る消費者トラブルの現状、動向、また架空請求の典型例を記載させていただいております。

次に資料4でございます。消費者政策会議関係委員会議の開催についてというものでございまして、消費者政策会議会長決定されたものでございます。新たに発生する消費者問題等に機動的に対応するため、こうした場合につきましては、消費者政策会議の委員のうち、関係する委員のみによる会議を開催する旨を決定したものでございます。

次に資料5でございます。消費者基本計画に戻させていただきまして、その作成スケジュールについて説明させていただきます。

国民生活審議会消費者政策部会につきましては、今回9月、それから11月、12月、3月の計4回開催を予定しております。12月につきましては計画の素案について、また3月におきましては、計画の案につきまして御討議いただき、意見をとりまとめていただきたいと考えております。それから10月冒頭でございますが、本日の会議の終了の後、追加等の意見がございましたら、皆様方から文書による意見を頂戴いたしたいと考えております。また11月、消費者団体からの意見聴取というものも予定しております。1月以降でございますが、パブリックコメントの実施を予定しております。

それから、次に資料6でございます。消費者基本計画の具体化について御審議いただきたいと考えておりますが、御検討に当たっての参考といたしまして、この部会での報告書「21世紀型の消費者政策の在り方について」に盛り込まれました提言につきまして、消費者基本計画の作成方針に記載されている具体的施策の内容にかかわる項目立てに則して整理させていただいたものでございます。安全の確保につきましては、安全基準の整備、リコール制度の強化、危害・欠陥情報の収集・公表、販売業者の責務の明確化、消費者被害の救済を御提言いただいております。

それから選択の機会の確保につきましては、契約の適正化等につきましては、消費者契約に関する情報提供、執拗な勧誘の抑止、消費者の特性に応じた勧誘、指定商品・指定役務制の在り方、消費者信用の適正化、また、広告その他の表示の適正化等につきましては広告表示の適正化、表示ルールの充実、公正自由の競争の促進等に関しましては、競争政策との連携を御提言いただいております。

消費者教育につきましては、機会の拡充、内容の充実、担い手の強化を御指摘いただいております。

また、消費者被害の救済につきましては、行政による苦情処理体制の整備、多様な裁判外紛争解決の整備、消費者トラブルにおける仲裁でございます。

それから経済社会の変化に応じた対応として、高度情報通信社会の進展への対応といたしまして、ルール等の整備、情報提供・消費者教育の充実、苦情処理・紛争解決の体制整備、ITを積極的に活用した消費者政策の展開。国際的な連携の確保といたしまして、輸入品の安全性の確保、国際的な消費者取引の適正化、国際的な苦情処理・紛争解決体制の強化でございます。

環境の保全への配慮といたしまして、環境ラベル制度の整備・普及、環境に関する広告・表示の適正化、消費者啓発・教育の充実と情報のネットワーク化を御指摘いただいております。

その他でございますが、試験・検査等の施設の整備等、国民生活センターの中核的な役割についての指摘、違法・不当行為の抑止と監視、行政による自主行動基準の策定・運用の促進、公益通報者保護制度の整備、消費者団体訴訟制度の導入について御提言をいただいております。

こちらからの説明は以上でございます。

落合部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明等に基づきまして、消費者基本計画の案についての意見を伺うということになっておりますので、自由に御発言をお願いしたいと思います。

消費者基本計画は、先ほど御説明がありましたように17年度から5年間の国のいわば基本的な消費者行政の在り方というものを決める非常に重要なものでありますので、今度の消費者基本法では、国民生活審議会の意見を聴かなければならないということになっております。従いまして、そういう観点からぜひ積極的に御意見をいただけたらと思います。それではよろしく願いいたします。どうぞ長田委員。

長田委員 今御説明もありましたし、部会長からのお話もありましたように、この基本計画はほんとに大切なものだと思っております。消費者保護基本法を変えるときにいろんな議論が第18次消費者政策部会でありました際にも、特に消費者行政の一元化というのが求められておりましたので、その中で内閣府がどうリーダーシップをとって消費者行政をまとめていくのかという中で、その方策として、この基本計画というのが重要な位置を占めていると考えております。今回お示しいただきました案や、それから作成のスケジュールなどをみましても、事務方に作成の責務が非常に大きく負わされているようなスケジュールになっていると思うのですが、この議論は、この部会の下にワーキンググループのようなものをつくって、少し丁寧な議論の上で部会に反映していくというような形をとっていただいた方がよいのではないかと思います。その際には、先ほど消費者団体のヒアリングというふうなスケジュールの御提案がありましたけれども、そのワーキンググループの中でも、そしてまたヒアリングの中でも消費者団体もぜひいろいろ協力をさせていただきたいというふうに考えています。

今回の示されました案の中では、基本法に基づいて施策を整理していただいているわけですけれども、先ほどの架空請求などのところのような、この問題に取り組むためには、こことこことここが何をやるんだというような幾つかのアクションプランが出されていくというものと同時に、消費者行政のルーティンでいつも皆さんがやっていらっしゃるものもまた一覧としてあるような二本立てであった方がよいのではないかなというふうに考えます。そういうことを考えると、非常に作業としても大変なものになるだろうと想定されますので、ぜひワーキンググループの設置をお考えいただければと思います。

落合部会長 長田委員どうもありがとうございました。ほかに御意見ございますでしょうか。

原委員どうぞ。

原委員 資料を提出させていただいております。ちょっと資料ナンバーがついておりませんで、昨日の真夜中の1時ごろお送りをいたしまして、ほんとは昨日の朝送ったつもりであったんですが、戻ってきておりましてすみません。大変手違いをいたしまして。

資料は5枚で、後で丁寧に見ていただければと思いますが、私自身の考え方は骨子として2つぐらいのことを思っております。1つは、1番のところに書いておきましたけれども、策定に当たったスケジュールと内容です。一応来年3月というところまでは区切られていて、そして今日もスケジュールが出されているわけですけれども、今回初めての消

費者基本計画の策定ということになりますので、ほんとにしっかりしたものをつくっていききたいということです。そのためには、そこにも書きましたように、やはり消費者基本計画が国の政策の中核になるという位置づけですから、内閣府がリーダーシップをとってやっていけるような仕組みをとっていただきたい。長田さんの方から、作業的には、こちらでワーキンググループを、という話がありましたけれども、もう一つ心配しているのが、各省庁に受け皿があるのかどうかということです。消費者担当のセクションを設けていらっしゃるところはいいですけれども、そうでないところのことを大変気にしております。受け皿が各省庁にあって、連携をとれるようになっているのか。連携というより、もっと内閣府の方でリーダーシップをとれるような仕組みをぜひ構築していただきたいということです。

内容的なところでは、できるだけ多くの消費者の方の意見を反映していただきたいと思っております。パブリックコメントをとられるようですけれども、パブリックコメントをとった段階で意見の反映というのがどれくらい可能なのかということも考えると、やはり10月とか、11月の段階で、ここのメンバーだけではなくて、多くの消費者の意見を聴けるという仕組みも設けていただきたいと思います。先日もちょっと東京都の立川のセンターで講演をさせていただいたときも、やはり聴いていらっしゃる方から、私も意見を言いたいというような方がいらっしゃいました。そういうような方の御意見というのは、ぜひ私は反映をさせていただきたいと思っております。

それから2つ目ですが、これは消費者基本計画をどういう形で作成をしていくかという、その姿のことなんですけれども、一応年次は5年なり、3年なりというふうに全体では括られますけれども、1年ごとにその成果、フォローアップができて、そしてステップアップがしていけるわけですから、アクションプランの形で策定をしていただきたいと思っております。消費者基本法の条文の中に検証とか、監視とかという文言が入っていたかというふうに思いますけれども、そのためには、基本計画で何をやるかということの項目が具体的であるということと、いつまでという年次が明記されているということが必須条件だというふうに思いますので、今日お示しいただいた項目の立て方は、かなりまだ漠然としたものなんですけれども、具体化を図っていただきたいと思っております。

それから監視のところでは、国民生活審議会がかかわるという形が一番いいのではないかなというふうに思っておりますので、国民生活審議会をどのようにかかわらせていくかというところを、工夫していただきたいと思っております。

私自身、一方で規制改革会議の方に加わっておりますが、規制改革会議のやり方は非常に参考になるところがあります。3年計画で具体的な項目を立てて、それから年次目標を立ててフォローアップをして、ステップアップをしていくというような仕組みをとっておりますので、ぜひそういったところを参考に、作成のところ、骨格のところの議論というの、内容と併せて丁寧に詰めていっていただきたいと思っております。

全体的なところでそういう意見を出させていただきます。

落合部会長 どうもありがとうございました。ほかに御意見ございますでしょうか。大河内委員どうぞ。

大河内委員 今まで皆さんがおっしゃってくださったことは、私もそういうふうに思っていますし、ここに書いてあることが全部必要なことであると思っているんですけども、もうちょっと個別なところで少し御提案がありますので申し上げます。

安全の確保のところなんですけれども、基本法の11条のところ、リコール制度の運用強化というふうに書いてありますが、全部の製品にリコール制度を設けてほしいということと同時に、リコールに伴って新聞などに社告が出るんですけども、その内容がいろいろでして、わかりにくいと私たちは思っています。これはいけないものだったんですけども、今までの分は大丈夫だとか、そういうような書き方ではっきりしないので、この社告のわかりやすさ、在り方について、何か検討していただいて、基準のようなものをつくっていただきたいなというふうに思っております。

それから、基本法の第18条の意見の反映・透明性の確保のところですが、先ほども原委員がおっしゃっていたパブリックコメントの在り方もぜひ検討するとか、見直していただきたいと思っています。今のやり方ですと、パブリックコメントの結果を公表したりはしていただいているんですが、出すだけで一方通行になってしまっていて、それが結果に反映されたり、されなかったりするわけなんですけれども、なぜ反映されたのか、なぜされなかったのかというようなところも、はっきり公表していただきたいなと思っております。

それから、先ほどから皆さんから出ていましたけれども、第24条の行政組織の整備ですが、やはり消費者行政はほとんど全部の法律に、それから問題に対してかかわってまいりますので、どこかが司令塔になってリーダーシップをとってやっていかないと、いろいろなことが解決、被害も救済されないというようなことが続いていくように思いますから、ぜひ司令塔となる組織をつくるというような項目も入れていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

落合部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。高橋委員どうぞ。

高橋（伸）委員 私も同種の意見でございますけれども、この基本計画は実効性をどう上げていくのかということが一番重要だというふうに思います。ですので、中身についても申し上げたいことがたくさんあるんですけども、まず、その計画のつくり方と、その計画の動かし方というところで意見を申し上げたいと思います。

今までも御意見が皆さんから出ていますけれども、やはり内閣府の強いリーダーシップというのが求められていると思います。各省庁の消費者行政の窓口とどういうふうに連携をとっていくのか、そのパートナーシップの体制がよくわかるようにしていただきたいというのが1点でございます。

それからもう一つ重要なのは、地方行政とのパートナーシップだと思っています。地方の消費者行政の方でも、今、基本法の改正に伴って、条令の改正を行っているんですけども、基本計画を持っているところと持っていないところがあります。いずれにしても、この国の基本計画がどうできるのかということに注視しているわけなのです。IT社会で広域的で、地域性がなくみんな一緒の問題と、その地方独自の問題というのがあると思うのですけれども、この基本計画と、地方との関係も明確に分かるような組織的な図も描いていただきたいというふうに思っています。

3点目は、やはり消費者自身の自覚と、行動を促すような計画である必要があると思っております。今までもフォーラムとかで消費者団体と一緒に活動することはあったと思うんですけども、計画の段階だけではなくて、今回の基本計画の一つの大きなポイントであります検証とか、評価とか、監視とか、ここのところにどれだけ消費者が参画できるのかということが重要だと思っております。ですので、消費者の参画、そして一人一人の消費者が自覚を持って行動できるような計画を、まさに広く周知していくということを求めたいと思います。

以上です。

落合部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。石戸谷委員どうぞ。

石戸谷委員 意見の方は資料7で配布していただいておりますが、中身については、かなりの分量がありますので、計画のつくり方に絞って意見を申し上げたいと思います。

改正前の消費者保護基本法の消費者保護会議をどういうふうに、さらに機能あるものにするかということである議論があり、21世紀型の方でもどういうものにするかという

のが提言されたわけですが、それを法律の形にするための各党の調整の過程で具体的なものであり、それがどういう具合に進展していくかというのがはっきりした形で目に見える、それを検証して評価して監視するという形であるべきということで、第27条というのが作り上げられてきたと、こういう経過があると思うんですね。ですので、それに対して国民生活審議会の方の意見を聴かれたときに、国民生活審議会の意見を述べるわけですけど、その意見というのも、それに対応した形の意見でなければいけない。それが審議会の責務であるというふうに考えております。そうしますと、その意見そのものはかなり法の方で要求している程度に具体的なものでなければいけないというふうに考えております。

そうしますと、もともと21世紀型の方でとりまとめた中身そのものが、先ほど御紹介がありましたとおり非常に多岐にわたっており、それらをどうやって盛り込むかという話になりますが、それでも、さらに検討するとか、さらに具体的にしないといけない点というのが見ると多岐にわたっています。そのため、それを具体的にどう計画の中に盛り込むべきかということになりますと、非常に多方面な検討をしないといけないということになるので、11月1回、12月1回というふうな形で審議をしても、時間の制約もありますので、計画の内容の各項目について具体的な議論をこの時間内でするというのは、なかなか現実的でないということがあります。部会を連続的に開くという方法もあると思って意見にも書いたんですが、ちょっと日程調整その他のプロセスを見ていますと、なかなか物理的に難しいということがある。そうであれば、やはり部会の意見をまとめるに際して、その準備をする担当をつくって、各分野において、具体的な意見を集約して、どれを盛り込む、盛り込まないということや、盛り込む場合には、具体的に指摘された点について、さらに具体的にどういう方策であるのか、どの法律をどうするといったようなことまで検討していくとなると、かなりの作業になるはずですよ。消費者基本計画の案を作成するときは国民生活審議会の意見を聴かなければならないと基本法の中で位置づけられており、非常に重要な事柄だと思いますので、部会の委員としても、基本法が要求している形に答える義務があるだろうということで、とりあえず、資料7で、大きい項目が13項目、中で枝分かれしていますので20項目ぐらいの論点について、こちらとしては、現段階でやれる範囲でまとめてみたということでありまして、これが全部ではなく、さらにそれを明確にして、細かくしていかなければならないというところが多々ありますので、中身のあるものが意見として出せるような作業の方法というものをぜひ考えていただきたいと思います。

落合部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。どうぞ原

委員。

原委員 恐縮です。補足でお返事をいただきたいなというふうに思っているのは、ワーキンググループをつくるべきといったことや、かなり具体的に、例えば、大河内さんからリコールの広告の話が出ましたし、それから石戸谷先生が出されているのも、かなり具体的に書かれているんですが、これを各省庁がきちんと受け止めてやっていただける体制になっているかどうかというところが一番私は気になっています。一昨日に金融審議会の第一部会があって、金融サービス法の提言ということで、消費者基本計画の方にも盛り込みたいという発言をしたんですけども、向こうも「へえー」というような感じの感想でした。金融庁の中にも担当のセクションがないのが問題だと思う一方で、経済産業省とかはありますので、そこは連携がとれるような感じがしているんですけども、各省庁の受け皿づくりというんでしょうか、そこについてはちょっとお返事をいただいた方が次の話もしやすいという感じがしますが、いかがでしょうか。

落合部会長 それでは、事務局の方から。

服部消費者企画課長 各省との連携でございますが、消費者政策の担当課長会議というものをつくっておりますので、それを活用したいと考えております。

それから、先ほどからいろいろな御意見、作業部会等のお話をいただいておりますけれども、21世紀型の消費者政策の在り方についてということで、相当広範囲に御意見、御提言をいただいておりますので、こういったものの具体化を関係省庁ともいろいろ相談していくのが現実的と考えております。

落合部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。糠谷委員どうぞ。

糠谷委員 皆さんおっしゃったこととも関係しますが、幾つか申し上げたいと思います。

1つは、今回最初の基本計画になるわけですから、大変画期的ですし、生活局の皆さんは大変責任重大だと思います。私も現役のときに、どちらかというと、計画畑が長く、今のはやりではございませんけれども、経済計画とか、国土計画とか、社会資本整備計画とかという分野に長く携わりました。計画というのは、最初にパターンができますと、それを後から変えるというのはなかなか難しいので、後任の人間は大体、よっぽど野心的な後任が出ない限り、踏襲すればいいやということになりますので、心してやっていただきたいというのが1つなんです。

その関係で言いますと、第一番目の計画の枠組みの中で書いておられる計画の基本的な考え方というところ、これはもちろん具体的な施策が大切というのは当然なんですけれど

も、基本的考え方のところでは計画期間が5年とあります。この5年間をどう考えるのかというのがないといけないので、そこを5年なら5年、どういうことに重点を置いて考えるんだというスタンスで基本的考え方を書いていただきたい、こういう気がします。

それとの関連で申し上げますと、国民生活センターで見ておられますが、消費者問題というのは毎年いろんな問題が出てきますので、決めたことが5年で変わるわけではないので、ローリングプランというわけにもなかなかいかないと思います。しかし、年度年度どうやってフォローアップしていくかということも含めて、新しい問題にどう対応していくかというのを、計画の枠の中でどうやっていくかということを考えていただきたいと思います。

あと具体的な施策の内容は、これは具体的にどこまでだと思えますが、どこまで細かく具体的施策を書くのかというのを一度お考えいただいて、事務局のお考えをお聞かせいただければいいと思います。従来の消費者保護会議決定のように、百科事典みたいなものがゴロゴロ書いてあるという計画もあるんですね。ですから、そういう行き方をするのかどうか、また具体性がなきゃいけないので、抽象的なことを書いてみても仕方がないわけですが、基本計画としてどこまで踏み込むのか、その細かさの程度をお考えいただいた方がいいんじゃないかという気がいたします。

落合部会長 ありがとうございます。鶴田委員どうぞ。

鶴田委員 皆さんがおっしゃったこととも関係するところがございますけれども、基本計画をつくるということは非常に画期的というふうに思います。今までこういう総合的な計画が消費者行政に関してございませんでしたから、大変意義深いものと思っております。私は、今度の基本法によって、消費者の基本理念が保護から自立へと変わってきたことで、ある意味では、消費者主権をどう確立するかということが、これからの大きなテーマになると思います。その場合に、マーケットがうまく機能しているということは、ある意味で必要条件だと思いますが、あくまで必要条件であって、必ずしも十分条件ではない。マーケットでは処理できない、あるいは解決できない問題がたくさんございますから、それに対して政府がどう対応するかというところがなければ、消費者主権というのは、確立できないだろうと思います。そういう意味では、基本計画をつくることによって、初めてそこで必要条件と十分条件がそろって、消費者主権を確立するための制度が、仕組みができ上がるのかなと思っています。

そういうことを考えますと、計画の中で、基本理念をどう埋め込んで、具体的な項目と

して何を盛り込むのかということが大きな課題としてありますが、やはりマーケットの関係をきっちり整理しておくというのが私は大事だろうと思います。マーケットに委ねられる部分は政府が何もそこに踏み込まなくていいわけですから、マーケットで解決できるものは何であって、解決できないものは何かというところをきっちりこの計画の中で明示していただきたいというふうに思います。

それは過剰な介入を避けるということでありまして、それをいかに排除していくかという観点から言えば、市場と計画との関係性といいたししょうか、それはきっちり書き込んでいただきたいというのが第1点であります。

第2点は、この計画をつくっただけでは余り意味がないので、それをどう具体的に現実の中で実践していくかということだろうと思います。それは何人かの方もおっしゃってありましたけれども、各省庁との役割分担というのがものすごく大事ですし、それは中央省庁だけじゃなくて、自治体もありますし、例えば、国民生活センターのような独立行政法人とどういう関係を持っていくのか。いずれにしても、今まで消費者にかかわる法律がたくさんあって、どこがどういうふうに関係し合っているのかということがよくわからない面がございましたから、そういう各省との関係も含めて、各省が持っている法体系とも、どういうつながりがあるのかということ、この計画の中できっちりしていただきたいです。そういった実効性を担保するための仕組みを今からでも事務局側できっちりお考えいただきたいなというふうに思います。

先ほど各省庁の担当課長会議があるから、その場で、ということもございましたけれども、それも1つであろうというふうに思います。しかし、もう少し消費者の方から見て、各省庁がどういう役割り分担を担っているのかということがわかりやすく整理されることが必要だろうと思います。今、各省庁と申しましたが、自治体も含めて、あるいは独立行政法人も含めてであります。

3番目に、5年計画でございますから、多分この5年後には、また計画を継続するのかどうかということの見直しの作業があると思うのでありますけれども、そのプロセスにおきましても、絶えず計画が有効に機能しているのかどうか、実効性を持っているのかどうかということを検討する場が必要というふうに思います。

以上であります。

落合部会長 ありがとうございます。石戸谷委員どうぞ。

石戸谷委員 先ほど課長の方から、基本計画の案を練るにあたっては各省庁と打ち合わ

せしてというお話がありました。それはそのとおりだと思います。そういう具合に作業が進むというのは当然で、「21世紀型の消費者政策の在り方」をベースにというのは、いいんですけれども、1つには、報告書が出てから1年半ぐらい経っているということで、新しい事態が出てきており、各省庁でまたいろんな動きがあるわけですね。投資サービス法もそうですし、為替証拠金については、臨時国会での法規制も出されます。こうした21世紀型で全然議論していないような問題がどんどん動いてきているわけなので、21世紀型でやればいいということでは、私は不十分だと思います。

それから、各省庁と打ち合わせてつくっていくのが現実的という話だと、基本法の第27条3項というのが全然意味がなくなってしまいます。当然、そういう形でつくっていくでしょうけれども、基本法の第27条3項では、案を作成しようとするときは、国民生活審議会の意見を聴かなければならないとなっているので、国民生活審議会の意見をまとめるについて、その論点が非常に多岐にわたっており、具体的に検討を要することが非常にたくさんあるので、部会の方で議論していくための準備のチームをつくったらどうですかと言っているわけなので、そこのところは、各省庁でやるからいいんだというようなことだと、これは基本法の骨組みと全然合わないと思います。

落合部会長 恐らく事務局が言われたのは、結局個々の施策をやっていくに当たっては、各省庁が権限を持っているわけですね。したがって、もちろん、権限を持っている事項と権限を持っていない事項にまたがって、消費者基本計画で目指すべき事項というものはまたがる場合もあるんでしょうけれども、各省庁の権限に属している事柄については、そこが動いてくれないとどうしようもないということがあるので、その動かし方は、実務的なレベルで課長会議というようなあたりでとりあえず対応しましょうという趣旨なんでしょうけれども、もうちょっと上部の国のレベルが、少し上の方の段階で全体的にコーディネートしてやっていくと。具体的な実務レベルでの話のほかに、もうちょっと高次の部分があるといいなというような感じもするわけですが、それらも含めて、今いろいろ御意見が出されましたので、それは結局、まさに消費者基本計画をつくるに当たって、国民生活審議会の意見を聴かなければいけないという、法で定められているところに応じて、まさにここでいろいろな御意見が出されているということになるろうかと思います。そういう意味でも、いろいろ積極的に御意見をお出しいただきたいと思います。どうぞ品川委員。

品川委員 皆さんから意見が出されていることですが、いわば今度の基本計画の前史みたいなものとして、消費者保護基本法の下での消費者保護会議の毎年の決定というの

があったわけですね。あれがいわば各省庁から出された消費者政策を1冊にまとめるという、いわゆる電話帳としてできていたわけで、ああいうことだけでは不十分で、政府一体として重点を決めた消費者政策が必要ということで、今度の基本法となっていると思います。そんな点で今回出されているような具体的施策の内容として、基本的な視点が出されて、そこを重点に基本計画がつくられるということ、そのこと自体は非常に大切なことだと思うんです。同時に各省庁の消費者政策自体は、必ずしもここで列記されている基本施策の内容でカバーできないようなことも含めて、いろんな施策が現実には行われているわけです。そんな点では、各省庁が担うそれぞれの消費者政策と、この基本計画の関係についてどういう整理をするかということが、まず計画段階で必要だということが1つあります。それから執行について、毎年内容を検証したり、評価したり、監視したりということがあるわけですが、毎年の検証、評価、監視が基本計画で盛り込まれる重点事項だけでなしに、各省庁が行っている消費者政策全体についても、監視なり、評価なりが行われるような仕組みを織り込んでいくということがもう一つ必要だと思います。

そういうことをやっていくということで言いますと、先ほど御紹介されたような各省の担当課長会議が持たれるということであるとすれば、そうした内容がこの国民生活審議会に対して、内容として開示されるというようなこともあっていいのではなかろうかと思っているわけです。その点だけ意見申し上げます。

落合部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。ぜひ積極的に御意見いただきたいと思いますが。

田口国民生活局長 いろいろ貴重な御意見をいただきまして、私どももご意見を十分踏まえて計画づくり、計画の案の作成に取り組んでいこうと思っております。

まず一つは、今回の基本計画づくりが新しい基本法に基づく初めての試みだということで、その重要性については十分認識しているつもりでございます。したがって、今回の基本計画、第1回目の基本計画というのをできるだけ意味のあるもの、実のあるもの、あるいは実効性を伴うものにしていかなければいけないということは我々も十分認識しているつもりでございます。

その一方で、この基本計画が基本法にもありますように、最終的には閣議決定を行うということでございますので、政府全体として合意を得て取り組んでいけるものでなければならぬということもあるわけです。政策の大きな方向性を大胆に示していくという意味合いと、一方、政府全体として合意をとって、それで取り組んでいくという、その二面性

をどう調和させていくかというところを、これから十分頭に置いて取り組んでいかなければいけない。またそこがこれからの取組み過程で一番工夫を図っていかなければいけないところではないかと思っております。

それから内容でございますが、従来、消費者保護会議で作ってありました「具体的方策」というものが、ある意味で、各省庁の現在やっている施策の確認的な記述にとどまっているのではないかという御指摘を従来からいただいております、そういうものにとどまてはいけないということは当然のことでございます。実効性の伴う大きな方向性を示していくということで意味のあるものをつくっていきたいと思っております。

また、この基本計画は、政策の大きな方向性を示すということであるわけですが、他方で、今現実に起こっているいろいろな問題、架空請求の問題でありますとか、外為証拠金取引の問題でありますとか、あるいはこれからもさらに新しい問題が出てくると考えられるわけでございます。こうした問題に対して、政策の大きな方向性を示していかなければいけないという計画の本来の役割との調和をどう図っていくかが課題になってくるわけでございます。

今回ご説明した策定方針の中では、大きな項目と同時に、「具体的施策の例」を掲げております。今回の基本計画では、全般の政策スタンスを単に網羅的に整理するというだけではなくて、現実に起こっている問題に対しても政策の方向性をきちんと示せるようなものにするという点もその役割としてあると思っております。したがって、すべての問題について総括的に示すということではなくて、現時点で考えてみて、重要な課題については、少し重点的にある程度掘り下げた方向性をできるだけ示していきたいと思っております。

糠谷委員から、全般的な百科事典のようなものにしてはいけないというご指摘がございましたが、他方、その施策にどこまで具体的に書けるのかという点、これは我々が、これから十分工夫を図っていかなければいけないと思っておりますが、その一つのとっかかりという意味も込めまして、この今回の作成方針では、「具体的施策の例」、こういうようなところに、政策の具体的方向性をできるだけ盛り込んでいけるようにしていければと思っております。

それから、そういうものを固めていくに当たってのプロセスでございますが、石戸谷委員の方から、単に各省庁でまとまった話を淡々と書き込むということでは、基本計画の役割を果たせないだろうという御指摘でございますが、その点は十分頭に置いておかなければいけないと私どもも思っております。

ただ、基本計画では、具体的施策について、単に提言というわけにもいかないということで、その辺を踏まえてどうとりまとめていくかということで、先ほど課長の方から各省庁担当課長会議を活用してと申し上げましたが、これは単に課長会議でまとめたものだけ載せるということではなくて、一方で各界からの意見聴取をして、そこからの御意見も十分踏まえながら検討していくということでございます。この秋以降、消費者団体の方々からの御意見も伺います。また地方公共団体からの意見聴取も秋には予定しております。そういう中でいただいた意見もできるだけ取り込むように工夫をしていきたいと思っております。また、そういうものとすり合わせをしながら、各省庁の施策とどう調和を図っていくか、それを基本計画の中にどう盛り込んでいくか、それを第1回の試みということで試行錯誤を重ねながら進めていければというふうに思っております。

当然のことながら、国生審の場での御意見をできるだけ計画に反映していくような工夫を図っていければと思っております。

落合部会長 原委員どうぞ。

原委員 度々で大変恐縮ですけれども、昨夜の全国消費者団体連絡会で、こちらのメンバー数人、それから消費者団体の方々も御一緒に、これからの消費者基本計画の策定について、どういうふうにしていったらいいのかというお話をしました。今、1時間議論していますけれども、それぞれ言葉が足りなかったり、ちょっと行き違っているというような感じの部分もあるかというふうに思います。私自身は今までの議論を聞いていて、昨夜の議論の結論を考えると3点意見を述べさせていただきます。1つは、今、田口局長がおっしゃられたように、電話帳だけみたいな、それだけのものではやっぱりしょうがないだろうという話はあるとおりで、ただ、両方がほしいという意見でした。だから、アクションプラン的に重点計画を立てて、これをやっていって、年次的にどこまで達成できたかでやっていくというものと、それから施策として確実に何をやってきたかというものも必要というふうに考えていて、それは行政の担当の方が2年とか、3年でかわられて、それまで何をやっていらしたかというのがなかなかうまく引き継いでいらっやらないとか、それから、監視とか検証のためにも何をやられたかということの報告書的なものはほしいので、両方が必要だというのが昨日の皆さんの御意見でした。

それから石戸谷委員の方からもご発言が出ておりに、やはり消費者基本計画を策定する主導権というのは、私は内閣府国民生活審議会にあると考えているので、各省庁の実務の担当の方と話をされるというのは、ここで出された提案がどういう形で実現をして

いくことが可能かどうかということの話をしていただきたいということで、各省庁が何をやるかというところを持ってきて集めてください、調整をしてくださいという意味ではないというふうに思います。それは昨夜の皆さんの御意見でもありました。

それから3点目なんですけれども、基本計画ができる最大の意義というのは、これまでの消費者政策というのは、私が見ている限り非常に後追いの的です。被害が起きて、じゃ、どうしようとか、または、こういう動きがあるけれども、どうしようかという、すごく対症療法的な感じでした。ただようやく製造物責任法とか、消費者契約法とかを策定する中で、もうちょっと先取りの消費者政策ができるようにはなったとは思いますが。鶴田委員の方からも競争政策との関係がちょっと出ましたけれども、先取りの消費者政策の展開ができるということにも非常に意義があるというふうに考えていますので、かなり発想の転換をして、取り組んでいくという体制をとらないといけないという感じを持っております。

落合部会長 確かに、いわば基本計画に盛り込むべき事項を過不足なく、あるいは漏れなく、重要な点を拾い上げるということは、ミニマムの点なんだろうね。ですから、今、原委員が言われたのは、それだけで留まるのではいけなくて、もう一つ必要だろうと。その部分は恐らく、私の個人的な意見ですけれども、やはり戦略というものが必要なんじゃないか。日本国として、あるいは内閣として、消費者政策というものを5年間の中で一体どういう戦略を持って実現していくのかというようなことが、消費者基本計画を読むとわかるというようなものになってくれると非常にいいと思います。その両方が過不足なく重要事項を拾い上げると同時に、この戦略をどうするんだということも併せて、両輪として消費者基本計画というものができ上がると、まさに消費者基本法が考えている画期的なものになるのではないかと。そういう方向を目指すようなことが、今まで各委員が出されたのも基本的には同じような考え方であったと思いますので、私の個人的な感じとしても、そういう方向は望ましいなというふうに思っております。

それから、まだほかに御意見を出されていない委員もおられますので、ぜひ出していただきたいと思います。恐縮ですが、山本委員いかがでしょうか。

山本委員 先ほど来、いろんな委員の御発言、多々教えられる点があると思って伺っていましたが、どうも私自身は、基本計画というもののイメージが、今までこの国生審で審議していたものとちょっと違ふと。先ほど局長の方から指摘がありましたように、閣議決定をしなきゃいけないということになりますと、それはまさに実現するということになり

ます。その場合、ある制度なり、ある施策を実現するというのは、細部を詰めてそれで初めて実現するという、いろいろ検討してみて、それじゃ、やれるという形でゴーサインが出るわけですけれども、恐らく、この場で審議する場合については、なかなか、これだけ網羅的なものをそれぞれ詰めて、これはやれるとか、これは導入してもほかの制度、あるいは今の体系で混乱をもたらさないであろうとか、そういうことの確認というものがなかなかできないであろうと思います。したがって、ある程度抽象的なもの、それからフレキシビリティを持ったようなものにならなきゃいけないだろうというふうに考えております。ですから、今日、原委員、石戸谷委員から御提言がなされていますけれども、これがすべて、こういうような形で基本計画に盛り込めればいいのかもかもしれないけれども、なかなか難しい部分もかなりあるのかなというふうに考えております。

この資料5の作成スケジュールによりますと、部会委員からの文書による意見というものも期待されているようでありますので、本日の御議論を伺いながら、私ももし暇がありましたらペーパーを出したいというふうに考えております。

以上です。

落合部会長 ありがとうございます。次に大村敦志委員いかがでしょうか。

大村（敦）委員 私も基本的には、今直前にご発言された山本委員のお考えに共感するところが多々ございます。私は、この消費者基本法の制定過程について関与しておりませんので、どういう経緯で新しい制度ができたかということを中心に把握しておりませんが、実現可能性のある政策を出していくというためには、やはり先ほどお話がありましたけれども、各省庁から出してもらったものを取りまとめて、それを一方で前提に踏まえるということが必要なのではないかというふうに思っております。

ただ、他方で、これは落合部会長もおっしゃったことですが、それぞれの省庁にはそれぞれの事情があって、それぞれできること、やりたいことというのがあろうかと思っております。そうした、いわば局所的な消費者政策を取りまとめて方向づけを行うというのが、この審議会の役割ではないかというふうに思っておりますので、可能ならば、早い段階で課題みたいなものを洗い出していただきまして、その中で国生審としては、これに重点を置いて、これを特に押し進めてほしいという方向づけをしていくということが必要なのではないかというふうに思います。どなたかがおっしゃいましたように、その意味で、この審議会に関係の課長会議の議論などを御報告いただくということは非常に大事なことはないかというふうに思います。

落合部会長 ありがとうございます。ぜひ御意見をお出しいただきたいと思います。

それでは、石戸谷委員どうぞ。

石戸谷委員 誤解があるといけないので申し上げておきますけれども、私の意見の方でいろいろ項目ごとに述べていることが、この中身を実現したいと、そういう意味で書いているわけではありません。このテーマについて、当然、実現となると、各省庁の審議会で検討して、中身自体はそこでだんだん決まっていくという形になると思うんです。いついつこの点について検討を始めて、いつまでに検討を遂げるといったような書き方で、この中身で実現する、そういう意味合いで盛り込むということを行っているわけではないので、誤解のないようにお願いします。ですから、金融サービス法とか、そういう項目があったとすると、それは当然、金融審議会で、今、検討を開始している投資サービス法との兼ね合いとか、いろんなことを検討しながら詰めていくといったようなスケジュール立てになるので、そこはくれぐれも誤解のないようにお願いしたいと思います。だから、基本計画に書くことも、別に各法案の要綱まで書くとかそういうイメージでは全くありません。

それからもう一つですが、各省庁からの意見を集めてとか、調整してとかという話になりますと、例えば金融の分野で言いますと、本来的に横断的であるべき金融商品販売法が、当時の大蔵省の管轄の金融商品にしか適用されないということになります。したがって、当時の通産省、農水省管轄の商品先物は適用されない、等々のいろんなことがありまして、随所にそういうことが起こっているわけです。そういうことではなくて、ここの基本計画においては、各省庁にいろいろまたがる問題について、この点について検討を遂げて、こういう具合に実現するというふうな形で書いて、それを受けて各省庁が調整をするというふうにならなければいけないと思います。それぞれのところを集めてきたって、今までのやっていることの壁というのは突破できないので、そこはぜひ、そういうことがないように計画をつけるべきだと思います。

そういう意味で、私の方の意見で金融サービス法と統一消費者信用法というのをやたらと詳しく書いてあるというのは、いろんな省庁にまたがる典型的な問題であり、かつ非常に消費者被害がたくさん起きていて法的手当が必要とされ、かつ21世紀型消費者政策の問題においても、消費者信用というのは、何とかしなければいけないというところまで来ているわけです。そういうものについて、各省庁にまたがるから各省庁が検討してくださいとか、また、それを集めて何かやりましょうということではなく、こちらとして、この分野について、こういう考え方で検討するという方向性を出すというのが必要であるという

意味で、この私の意見の方は、各項目ごとのものを書いてありますので、そこはくれぐれも誤解のないようお願いしたいと思います。

落合部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。高橋委員どうぞ。

高橋（伸）委員 今の石戸谷先生の御意見に関連して申し上げたいと思います。

私も各省庁がどういうふうに取り組んでいくかということについては非常に難しいと思っているんですが、本日お配りいただいています資料3の「架空請求・不当請求に関する消費者トラブルへの対応策について」、これが消費者政策会議決定で出ているんですけども、これがまさに試金石の一つだという思いで拝見しております。

これを見る限り、消費者政策会議が従来の省庁の枠組みとか、課長会議とか、そういう枠組で決まった典型でないかというふうに思っていて、今、石戸谷先生からも御指摘がありましたような今後の問題に対応できるのかどうか、実はこれを見て非常に心配になりました。ですので、項目立てがきれいにできていて、携帯電話の犯罪利用の防止のためには、警察庁、法務省が動くんだとか、預金口座の不正利用防止のためには金融庁が動くとか、そういうふうになっているんですけども、肝心要の消費者の声を聴いていないために、大きなところが抜けていませんかと、私は感じました。

例えば、架空請求・不当請求の被害者が誰かに着目するのであれば、お年寄りがかかり被害を受けているわけですから、厚生労働省の福祉政策の中で、できることは何かないのかとか、地方行政の中で社会福祉協議会とかいろんなところを動かすことの方が、未然防止に有効であるはずなんです。そういうことは一切書かれていないわけなんです。若者のトラブルで言えば、文部科学省が何で動かないのかというような感覚を、生活者としては持つんですけども、官の感覚でいくと、どうもそうじゃなかったのねというのが、この決定を見ての感想です。我々国民生活審議会が基本計画に関与するということは、まさにそういう柔軟な視点で従来の省庁の枠組みでない発想で動いていただきたい、横断的に動いていただきたいということであると思います。ワーキンググループとか作業部会ができればいいと思いますけれども、それは計画に関与しただけではなくて、その後の検証、監視、評価、そのの部分にも当然つくった以上の職責があるわけですから見ていくということができると思います。内閣府の中に国民生活審議会があるわけですので、そういうふうな有機的な活動ができていけるといいなと感じております。

以上です。

落合部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。鶴田委員

どうぞ。

鶴田委員 先ほど申し上げたことと関係がございますけれども、やはり計画というのは、理念的なところと現実的、具体性を持ったところと両方含まれると思います。部会長は理念的なところを議論する場合に、先ほど「戦略」とおっしゃいました。私も非常に重要だと思いますけれども、ある意味で市場に委ねられるところというのは、市場がうまくワークするようなどころですべて解決できるわけです。それだけじゃなくて、それだけで消費者主権は確保できませんから、そこで政府が何かやらなければいけない。それはいわゆる私の先ほどの説明で言えば十分条件ということになりますけれども、したがって、計画をなぜつくるのかということ、抽象レベルで結構ですが、きっちり詰めておくことが私はすごく大事なように思います。

というのは、先ほどから電話帳というお話もございましたし、各省庁のいろんな法制度や何かがございますけれども、その間、計画と市場との関係がきっちりすれば、省庁が持っている法体系の中で要らないのもあると思うんです。それをそのまま生かしておいて寄せ集めしても無駄な行政を展開するだけになりますから、やはり最初のところでなぜ計画なのか、あるいは、どういう範囲を政府がコミットしていくのかということ、きっちり整理することが大事だなと思います。

その部分というのは、私は5年じゃないと思うんです。やはりもう少し長期のスタンスで、市民社会あるいは産業社会を展望した、そういうあるべきものというのは、5年じゃなくてもっと長期の計画であろうと思います。ただ、そこで時限を区切って何かを制度化するのだったら、具体性のレベルだろうというふうに思うわけです。具体性のレベルになりますと、まさに各省庁なり、あるいは自治体なり、独立行政法人のお力を借りなければできないと思うんでありますけれども、先ほど部会長がおっしゃった「戦略」というのは、理念的なところなのか、あるいは具体的なベースでおっしゃったのか、そこをちょっとお聞きしたいなというふうに思ったんですけれども。

落合部会長 両方含み得るのではないかと思います。私の個人的な見解では、日本の消費者行政というものが割とばらばらといいですか、各省庁に権限があって、その権限の行使という形で行われてきたために、コーディネートする部分がないし、それから未来を見据えて構想を立てていくと、基本的な構想を立てていくという部分についても、どうしても局所的なものが強く出るという問題点があったと思うんです。そういう問題点を除去する仕組みを何とか盛り込まなければいかぬということで、その仕組みの一つは消費者基本

計画というものを策定するんだと。それを検証、評価、監視していくんだという形のを設けている。その場合、国民生活審議会が意見を聴かなければいけないということで、国民生活審議会は、そういう問題点についてどういうふうに考えているのか、国民生活審議会としての意見を明確に出すということで、あとはそれを受けとめた形で、今度は政策実現という話になりますから、当然に理念だけでは足りないもので、具体的な部分が必要になってくるだろうと思います。しかも、政策を実現するということになる、これは実際上の問題ですから、これはなかなか絵にかいたようにはうまくいかない部分があるのは当然であり、その辺のところは、やはり基本計画を立てた内閣が、それを5年のタームの中でどういうふうを実現していくんだ、重点はどうなっているんだというところを決めて、それは実現していくんだという一種のマニフェスト的な役割を持つものなんだろうと思います。ですから、ここは非常に重要なところなのであって、ここがワークするかどうかというのが、今後の日本の消費者行政というものが抱えていた問題に対して、どれだけそこを改善していくということが出来るのだろうかという問題につながると思います。そういう意味では、今日のテーマは非常に深刻であり、重要な問題だというふうに私は感じております。

それから、たしかほかの委員からも出ましたけど、第24条は国や地方公共団体は消費者政策の推進について、総合的見地に立った行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならないとなっております。これはまさに今まで私が指摘しましたような断片的、部分的あるいは局所的な消費者行政というものを総合的見地に立ってやっていくんだと。そのためには行政組織上、行政運営も改善する努力をしなければならないということが規定されているので、これとの兼ね合いからしても、消費者基本計画というものは第24条と連動して位置づけられるべきものではないかと思います。だから、第24条の改善に努めなければいけないということが、十分消費者基本計画の中に出てくることだってあり得ると思います。

というようなことで、各委員の御意見を伺ってしまして、非常に共感するところも多いわけで、まだ時間もありますので、ぜひ御意見をお出しいただきたい。どうぞ大村委員。

大村（敦）委員　今までいろいろなお話が出たかと思いますがけれども、非常に具体性の高い早速実現してほしいという課題と、抽象的な課題として、こういうことがあるので検討ほしいという課題と、やはり程度の差があると思います。前者につきましては、実現可能性ということもありますので、先ほど架空請求のものが不十分ではないかというお話が

ありましたが、いわば各省庁からものを取りまとめていただいて、不十分ならば、こういう点について、もっとやってほしいということをごちから、それを受けて打ち出すということが必要なのではないかと思います。他方、石戸谷委員がおっしゃいましたが、包括的、統一的な消費者行政が必要だということで、当面すぐ手がかからないことであっても、長期的にこういうことを考えていってほしいということは、ごちからトップダウンで出すということも必要だと思います。そのため、仕分けて計画を立てるといようなことは可能であればよいと思うんですけれども、可能なのでしょうか。

落合部会長 可能かどうかにつきまして、この消費者政策部会がその点のポイントについてどう考えるのかということではないでしょうか。だから、それは可能にすべきだという意見が出てくれば、消費者政策部会はそういう見解、ひいては国民生活審議会としてはそういう見解であるということになると思います。したがって、これは各委員がどのようにお考えになるかというあたりがポイントになるんだらうというふうに思います。山本委員どうぞ。

山本委員 主として鶴田委員の御発言に触発されまして、質問なのか、あるいは意見なのかわかりませんが、ちょっと発言させていただきたいと思います。

鶴田委員の御提言で理念的なものがこの基本計画という文章にどの程度盛り込めるのか、そのイメージが私にはよくわかりません。この消費者政策部会の今までの報告書であれば、例えば21世紀型の消費者政策もそうですし、理念的なところにも相当重点を置いて十分審議をして盛り込んだわけですけれども、こちらの基本計画という政策文書、閣議決定する文書にあまり長く論文的なことは盛り込めないであろうと思います。しかし、ある程度そういうことも必要なのでしょうか。本日、作成方針として提出された資料には、必ずしもそういう作りではないように思われるわけですね。ですから、その辺がある程度、そういうものが必要だということであれば、例えば、今求められている各委員からの提出文書にもそういうことを書くことになると思うのですが、その辺を少し明確にさせていただく必要があるのかということが第一点です。

それから、もしそういうことで盛り込むという場合に、市場との関係について整理すべきであるという、そういう御意見がありました。私も、もし理念的なものを盛り込むとすれば、多少そういうことも前文的なところであってもいいのかもしれないなとは思いますが。ただし、時間の関係で鶴田委員は発言を省略されたかもしれませんが、市場に委ねる部分というものを切り分けて、そこは介入しないということで、そのとおりだと思いますが、

そこは、もう少しそこはきめ細かく表現しないと、多少ミスリーディングなところもあるのではないのでしょうか。例えば、食品の表示とか食品安全の行政でも申しますと、消費者の買い物パワーで自ずとうまく動くという分野もありますけれども、基本的にはやはりきちんと表示をしないと、その中身がよくわからない食品で変なものを買ったり、あるいはマーケットが歪められるというところもあります。そういう分野については、御案内のとおり表示行政というものがあるわけで、これは市場をうまく動かす、そのための消費者行政というところで非常に重要な機能を持っていると思われまます。ですから、そういう部分と、さらにこれは安全性に欠ける食品であるから、マーケットに出さないという安全規制の分野もありますので、消費者行政というのは、市場をうまく動かす、その市場がうまく機能するように環境を整える、表示的な行政もあるし、それからもっと直接的に介入する行政もある。そのあたりが全体として、この文章のカバーするところになるのではないかと思います。ですから、もし理念的なことも盛り込むのであれば、そういった内容も少しは入れていただいた方がいいのではないかと思います。

鶴田委員 理念的なレベルで、この計画の最初のところで書くべきだと思いますのは、全体の個別の問題がいろいろ羅列されていると、全体像が見えません。したがって、ある意味で海図みたいなものが必要なんじゃないかと。つまり、具体的に消費者が行動する場合に、この分野だったら市場に任せてもいいですよ、でも市場では、例えば情報の主体性が存在している場合には、いろんな問題が起こりますから、それに対してはこういう対策をしますとか、あるいは外部性が存在している場合には、こうですよというような整理があって、そういったものが全体の海図になると思います。そうすると個別の、例えば安全確保というのは、全体の中のこの部分だと。これに関しては市場に委ねられないから、政府がきちりやらなきゃいけないと。私はそういう海図みたいなものがほしいなという意味で先ほど抽象レベルの話をさせていただきました。

それから、当然計画ですから、具体性を持ったテーマが幾つもあるわけでございます。それが全体の中でどういう位置づけになっているのかということが見えるようなことが必要かなという趣旨でございます。

落合部会長 原委員どうぞ。

原委員 確認と質問という感じなんですけれども、私がこちらに一番最初に今後の基本計画の進め方について御説明を聞きに来たときに、服部課長が非常に頭を悩ませていらっしやったのは監視の部分でした。この監視のところなんですけれども、条文上は第27条に

書かれていて、主語は、消費者政策会議になります。ただし、国民生活審議会がどのようにかかわれるのかというと、その3項のところに書いてあるのは、作成のところだけというふうに書かれていて、そうすると、監視というのは、やはり消費者政策会議のことになるということで、そこを何らかの形でここが作業としてお手伝いをするというような位置づけなのかどうかをお聞きします。先ほど国民生活審議会にかかわらせて、この監視のところをやったらいいのではないかと一番最初のときに発言したんですが、その後、高橋委員の方から、広く消費者一般の方がかかわれる形というご意見もありました。私もできれば、国民生活審議会だけじゃなくて広く消費者がかかわれる形を思っています。監視は大変大事だというふうに思っておりますので、この監視をした結果、各省庁の施策が不十分だというふうに思われる場合は、国民生活審議会なり、消費者政策会議の方でもっと頑張るよというふうな意見は当然出されるというか、そういう御意見が出るような仕組みになっているのかどうかというところをちょっと確認させていただきたいと思いません。

それからもう一点なんですけれども、先ほど各省庁との課長会議でいろいろと意見交換をするというふうなお話だったんですが、私が今日提出した中に少し医療分野のことを書いておまして、去年だと医薬品のコンビニでの販売の話がありまして、今年になると混合診療の解禁の話が出てきます。そうすると、自由診療との組み合わせを考えると、適切な診察行為なのか、料金なのかというあたりは消費者問題だというふうに思っております。金融庁も来年度消費者窓口は設けますけれども、そのようなときに、今はどこにも多分各省庁の中に受け皿がないというふうに思うので、担当セクションというのはどこになるのかなと思っておりますので、その落ちてしまうようなところについては、どのように考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

落合部会長 後で事務局にお答えいただきたいと思いますけれども、第27条の3項で消費者基本計画の案を作成しようとするときは、国民生活審議会の意見を聴かなければいけないとなっております。消費者基本計画の案というものと、その検証、評価、監視というのは第27条の2項の1号と2号で書き分けているので、当然には、消費者基本計画の案の中に、検証、評価、監視が入ってこないのではないかと、こういう質問ですよね。

それは非常に重要な問題だと思いますが、今回の議論に限って言えば、この資料2にありますように、消費者基本計画案の作成方針が決められたわけです。その作成方針の中の4ページですが、計画を推進するために必要な方策というので、検証、評価、監視を行い、

その結果に基づいて必要な見直しを行うというのが入っております。これは少なくとも消費者基本計画の内容の中に検証、評価、監視というものが含まれているのでありますから、したがって、この消費者政策部会で検証、評価、監視について議論することは一向に差し支えないし、むしろ、それは議論すべきことであろうというふうに思います。

これは私が今、原さんの提起に基づいてちょっと考えたところなので、事務局と相談して打ち合わせた議論ではないのですが、2点、原委員の御質問に対し当局の方はいかがでしょうか。

服部消費者企画課長 個別の分野での回答をこの場でさせていただくのは差し控えさせていただきますが、こういった御意見があったということは十分認識して、今後作業に当たりたいと思っております。

糠谷委員 先ほど、部会長が整理をされたのが正解ですという申し訳ないんですけども、正解と思いますね。こういうと何ですけども、内閣府の仕事は法律にこう書いてあるからこれだけしかできませんということで仕事をやっているわけではもともとありません。もちろん、できることとできないことがあるけれども、やらなきゃしょうがないので、今までも生活局は、最近は、とにかく消費者契約法から始まって、消費者基本法、公益通報者保護制度、団体訴権とものすごくやる気を出してやっているわけですから、審議会の委員の先生方が激励をすれば、その気になって生活局はやるに決まっています。この計画のフォローアップというのは、つくることに関与した以上フォローアップをするというのは、当たり前のことです。誰からも文句を言われる筋合いはないので、ほかの役所から、何、おまえ余計なことをやるんだと言ったら、つくったものに関与するのは当たり前じゃないか、何を言っているんだと言え、それだけのことで心配することではないです。だから、そこは全然気にすることはないと私は思います。

服部消費者企画課長 今、私が申し上げましたのは、後段の医療に関する話でございます。

落合部会長 局長どうぞ。

田口国民生活局長 前段の方でございますが、落合部会長にまとめていただいたとおりで思っております。若干補足いたしますと、基本法上は消費者政策会議が検証、評価、監視するという形になっておりますが、この基本計画の策定には当然のことながら意見を述べるという形で関与しております。この国民生活審議会は、基本的には、基本法とは別に内閣府設置法で規定されておまして、そちらの方では、国民生活審議会は、消費者政

策全般の重要事項について審議をするという任務になっているわけで、その中には、当然こういう計画の検証、評価、監視という話が入ってくると思いますので、そういう前提で議論を進めていただければと思っております。

落合部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

非常に重要なテーマを本日の部会で議論しておりますので、これを国民に伝えるのには、マスコミの関係は非常に重要だと思いますので、その辺の関係で、津武委員何か御意見ございますでしょうか。

津武委員 国民に知らせるために重要だということは、まさにそのとおりだと思います。その意味で一番最初、いわゆる制定までのスケジュールの点に関して1点。要するにパブリックコメント、これをした段階でその意見がどういうものがあり、それがどのような形で反映され、もしくは反映されなかったというものを含めて知らせる必要があるのではないかなど。これは最初に委員の方が言われた意見で、これは私も同感です。

それとあと、一番私も興味があったのは、石戸谷さんの資料にあります、ちょうど先ほど議論になった、いわゆる検証、評価、監視、そこの部分に一番関心があったので、今、局長からの答弁につきましては、なるほどと思っております。あとは、落合さんがおっしゃっていた、いわゆる今回の基本計画策定に当たっては、当然ながら戦略性というものも重要だと、まさにそのとおりだと思います。その戦略性というものに関して、私は個人的に一番関心を持つのは、例えば資料6の4ページ目、経済社会の変化に応じた対応というもので、 とあるわけですが、 の中に、例えば輸入品の安全性の確保という形のものが 있습니다。ちょっとこれは確認というか、質問みたいな形になるかと思えますけれども、こういう場合の輸入品の安全性の確保というのは、例えば食というものを考える上においては、ある意味では非常に戦略性というものも加味したものじゃないかと思えます。この場合の安全性の確保という場合、安全かどうか不明、もしくはデータ不足という場合は、当然安全を確保するというところで進むと。そういう形のものを計画に盛り込む、もしくは、そういうものをベースとしたものの計画だというふうに理解してよろしいのでしょうか。つまり、単純に安全性の確保、これは当たり前のことなんですけれども、安全かどうか、まだまだデータ的にはよくわからないという場合はどうするのか、そういうところまで含めたものと考えていいのか。これを盛り込んでいるというのは、そういう精神が当然この底にはあるというふうに考えるのでしょうか。

落合部会長 今資料6を指摘されていましたが、これは「21世紀型の消費者政策の在り

方について」という、これは消費者政策部会の報告書の中の項目ですね。だから、安全性と云って、安全性が問題になっている対象事項はいろいろな事項があるはずであって、したがって、対象になっている事項の如何によっては、データが十分判明しない場合は、販売するとか、そういうことはやめさせるとかということもあり得るでしょうし、余り生命、身体にそれほど影響がないというような事柄については、別途の対応があり得るかもしれないので、結局、安全性の問題は一体何を対処にして安全性を議論しているのかという、その対象の問題が非常に重要になってくるんじゃないかと思います。だから、一概にすべての事項とデータとを関連づけて包括的に議論できるのかどうか、ちょっと私の感じでは、少し具体的な事項ごとに分けて慎重に検討していくという作業が必要なんじゃないかなと思います。したがって、消費者基本計画の中に安全性の確保と云ったときに、一体何をターゲットにして、5年間という期間の中で安全性の確保が、一体どこを問題にして確保を図っていくのかというあたりのところは、ぜひこの消費者政策部会で意見を出していただいたらいいんじゃないかというふうに思います。どうぞ品川委員。

品川委員 基本計画の論議の前に、今緊急にというような意味合いで発言させていただこうと思います。

お二人ほど資料3の架空請求に関する御報告について御発言されていたかと思いますがけれども、消費者政策会議がこういう形で緊急度の高い問題について、即座に論議をされ、決定を出されるというのは、従来の消費者保護会議という枠組みでは余り考えられなかったような機敏性を持った対応だなということで大変結構だと思います。ただ、現在の架空請求・不当請求にかかわる広がり、全体を合計すると莫大な被害を実際に受けている実態があることからしますと、もう少し緊迫度を感じさせるような対応策が必要ではないか。

具体的な対応、仕組みとしては、先ほど御紹介の担当課長会議、消費者政策会議の中では関係委員の会議をつくるという設定で2ページ以降の対応をなさるということですが、マスコミ、国民の中にこの問題をよりアピールするということと言うと、内閣府の下に各省庁が集まった対策本部をつくって、具体策としての携帯電話に対する規制措置なり、預金口座の措置ということもありますが、まず国民全体の中で広報啓発活動を各省庁大々的に行って、まず架空請求に引っかからない対策をとることが大切だと思います。各地の消費者相談機能がこのためにパンクしているような実態というのが、ここでも指摘されているわけで、この件についての特殊な相談体制を緊急体制として、通常の消費者相談の仕組みと別に、別途緊急対策として必要ということもあるのではないかと思います。も

う少し踏み込んで、かつ緊急度の高い内容が迫力として感じられるような、そんな施策を深めていただくことが必要なときではないか。基本計画の論議というものの前で申し訳ないんですけども、発言させていただきます。

落合部会長 ありがとうございます。基本計画と非常に連動している問題だと思います。というのは、こういう非常に深刻な問題が生じたときに、各省庁がそれぞれ持っている権限の範囲内でそれぞれ一体的に対応しますということで足りるのかどうか。もっと総合的、統一的な対処策というものも含めて考えていかなければならないというのは、まさにこれは消費者基本計画の中身の在り方にも関係してきますので、そういう意味では、架空請求・不当請求に関する消費者トラブルへの対応策というのは一つの重要な例になり得る。これに対して政府一体でいかに総合的、統一的な対応ができるのかどうかという点あたりも、まさにそのとおりだと思います。ほかに御意見ございますでしょうか。長田委員どうぞ。

長田委員 質問なんですけれども、先ほど11月の段階で消費者団体からの意見聴取、それから地方行政の方からの意見聴取というようなことをおっしゃっていたんですけど、具体的にはどういう形でそれをなさるのでしょうか。我々、委員でも基本計画というものが具体的にどういうものなのかというのがわからないところで意見を出すのは、なかなか難しいと思うんですけども、それがより広くということになると、どのようなものが出されて、それについて意見を申し上げる機会があるのかというようなことを教えていただきたいと思います。

落合部会長 事務局でお願いいたします。

服部消費者企画課長 都道府県でブロック別に会議をやっておりますので、その場で地域の消費者団体の方にも参加していただいて、いろいろと意見を交換しようと思っております。そのほかに、まだ計画中の段階でございますけれども、東京、大阪、こういったところでフォーラムみたいなものを開催できればいいのかなと考えております。内容的に、どういう形でやっていくのかということについてはまだ詰める必要がありますが、色々な立場の方に例えばい談とか、パネルディスカッションみたいな形で議論を深めていただくと。こういうのも一つの方法なのかなというふうに思っております。

落合部会長 長田委員よろしいですか。

長田委員 そうしますと、私もブロック会議に出させていただいたことがあり、そのときは、関係行政の方と御一緒のところ団体に参加させていただいて、内閣府からの御説

明を伺った後に幾つかの質問、意見のやりとりがあったというふうに記憶しております。そういう場合にも、その場でそのときに説明をされたものに対しての意見というよりは、ある程度事前チェックができて、そして理解をもって参加して意見が言えるような形での、準備を丁寧にしていただきたいというふうに思います。

服部消費者企画課長 努力させていただきたいと思います。

落合部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。国と地方公共団体というような話が出てまいりましたので、地方公共団体の立場から古川委員から何か御意見ございますでしょうか。

古川委員 計画のつくり方とか、そういう問題については共通する立場で、都でも随分前に基本計画をつくったりしておりますけれども、今日の御議論を踏まえた内容になっているかとは思いますが。問題は、そういったものが長くもつかもたないか、あるいは自治体の場合ですと国とちょっと違っていて、大統領制に近い形で知事とか市長がいて、その中で考え方が変わるというようなこともあります。例えば東京都の場合ですと、今基本計画とか、そういうものをつくるというのが非常に歓迎されないと言ったらおかしいですけども、重要視していない。それよりももっと具体的なことを前に進めろというトーンが非常に強いです。そういう意味で私どももどうしようかと考えているところでございます。

国とはまた違いますが、基本計画そのものに意味はないというようなことはございませんけれども、ぜひ私どもにも参考になるようなものを、あるいは実際の実務を進めていく上で武器になるようなものを幅広く提案していただければと思います。ただ、計画については、自治体との連携等の問題もありますけれども、いわゆる行財政の国と自治体との間の改革の問題なんかも絡んでいますので、実効性をどう担保するか、そういったことについては、やはり目に見えるようなものを示さないと自治体の方では動きにくいかなという、そういう問題はあろうかと思えます。

落合部会長 ありがとうございました。ほかに御発言ございますでしょうか。

それでは、大体時間も近づいてまいりましたので、本日はこのあたりにさせていただきたいと思えます。大変貴重な御意見をお出しいただいたところでもありますので、これらを踏まえて事務局の方でさらに検討してお諮りをするということにしたいと思えます。

では、今後の進め方につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

服部消費者企画課長 消費者基本計画の作成スケジュールのところでもお話をしていた

いただきましたが、計画に盛り込むべき施策等で追加的な御意見がございましたら、意見の提出をしていただければ大変幸いに思っております。恐縮でございますが、10月8日までに事務局宛にお寄せください。

それから次回の消費者政策部会でございますが、消費者基本計画に関する審議に加えまして、消費者団体訴訟制度検討委員会の審議経過を御報告していただく予定でございます。日程等につきましては事務局より追って御連絡させていただきたいと考えております。

以上です。

落合部会長 それでは、いろいろ活発な御意見、貴重な御意見をお出しいただきましてありがとうございました。基本的には先ほど提出しました基本的なスケジュールに従って消費者基本計画についてこの部会で議論をしていくということでした承いただいたということにさせていただきたいと思っております。貴重な時間どうもありがとうございました。